

令和3年度農林環境専門職大学広報業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度農林環境専門職大学広報業務委託

2 業務の目的

静岡県では、将来の農林業現場に求められる知識・技術を備えるとともに、農山村の景観・環境・文化等を理解し地域社会を支えていくことができる農林業者を養成するため、令和2年4月に「静岡県立農林環境専門職大学」を開学した。

本広報業務では、この「農林環境専門職大学」及び「農林環境専門職大学短期大学部」の大学紹介動画や大学案内、ポスターやチラシ作成、テレビCM、交通広告、受験情報誌掲載などの広報を円滑に実施することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日～令和4年3月18日（金）まで

4 業務内容

(1) 広報成果物、製作数及び期限

媒体	仕様	製作数 (目安)	期限 (目安)
大学案内	サイズ：A4版 ページ数：42ページ程度 印刷：カラー印刷 構成：提案による ※納品時にホームページ等への掲載可能な電子媒体をDVD-R等に格納して納品すること	10,000部	令和3年 7月下旬
ポスター	サイズ：A1版、B1版 印刷：カラー印刷 ・ポスターの内容は、オープンキャンパスや大学説明会の告知ではなく、静岡県立農林環境専門職大学及び同短期大学部をPRするもの。 ・B1版とA1版は、デザインは同一でも異なっても可	A1版 180枚 B1版 20枚	令和3年 7月下旬
パンフレット	サイズ：A3版両面二つ折り（全4ページ） 印刷：カラー印刷 種類：大学紹介 ※納品時にホームページ等への掲載可能な電子媒体をDVD-R等に格納して納品すること	5,000部	令和3年 7月下旬

媒体	仕様	製作数 (目安)	期限 (目安)
テレビCM	内容：15秒CMの放映 放映先：県内民放 放映回数・時間帯・放映期間：提案による ※CM素材は令和2年度に作成した本学保有のものを基本とする。	提案による	適時
新聞広告	段数：5段1/2程度 色：カラーまたはモノクロ 掲載回数・掲載紙数：提案による	提案による	適時
交通公告	内容：JR駅構内等へのポスター掲示 掲出期間、種類：提案による ※制作費及び取付費、撤去費を含む	JR駅 2箇所程度	適時
受験情報サイト・アプリ	種類：予備校等が運営する受験情報サイトや受験生向けの学習補助アプリ等 内容：特集記事または広告掲載 出稿回数：提案による	提案による	適時
受験情報誌	種類：予備校等が発行する受験情報誌 内容：特集記事または広告掲載 出稿回数：提案による	提案による	適時
日本学校農業クラブ全国大会広告	内容：第72回日本学校農業クラブ兵庫大会への協賛 種類：提案による。(広告掲載・ブース出展)	提案による	7月末
翌年度以降の広報素材収集	翌年度以降の広報も切れ目無く行うため、秋以降の実習風景等の写真及び映像の撮影	提案による	10月以降
独自提案	・テレビ番組を活用したパブリシティ計画やPRイベント開催など	提案による	適時

※上記一連の広報・PR制作物はテレビCMを除き、統一感、一貫性のあるものとする
こと。

※製作数や期限は目安であり、企画提案を踏まえて、委託者との協議により決定する。

(2) 大学案内等の写真について

写真については大学側から提供するもののほか、受託者も契約後追加で撮影するものとし、当該撮影にかかる費用はすべて本業務の費用に含まれることとする。

5 スケジュール(想定)

令和3年5月下旬：契約の締結

7月下旬：大学案内、パンフレット、ポスター納品

8月から：各種広報展開

6 注意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、静岡県と詳細にわたり打ち合わせを行うこと。
- (2) 打ち合わせ内容を記録簿として整理し、提出すること。
- (3) 受託者は、各項目についての作業状況等を正確に把握するとともに、必要に応じて静岡県に報告を行うこと。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を静岡県へ連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、業務の過程において静岡県から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関連した個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は業務内容に予測しない変更が生じた場合は、静岡県と協議の上、これを解決するものとする。

8 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する一切の手続を受託者において行うものとする。
- (2) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら静岡県、協議会及び実行委員会の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (3) 委託事業により作成した写真データなどの著作権は全て、静岡県に帰属するものとし、これらの者が変種や改定等を行う場合には著作者人格権を行使しないこと。

9 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁財等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、前記3契約期間の終了後においても同様とする。

10 その他

- (1) 提示した仕様に対し、不足していると思われる事項があれば、その項目及び積算を、プレゼンテーションの5日前までに提示すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに静岡県の指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項について協議の上決定するものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

受託者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

受託者は、その従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 資料等の廃棄

受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受け、又は受託者自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第7 取扱状況の報告等

委託者は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱い状況を受託者に報告させ、又は自らその調整をすることができる。

第8 事故発生時における報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は、生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。